

Title	イギリス帝国主義と南アフリカ
Author(s)	市川, 承八郎
Citation	大阪大学, 1978, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/31993
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

【1】

氏名・(本籍)	市川承八郎
学位の種類	文学博士
学位記番号	第 4314 号
学位授与の日付	昭和 53 年 3 月 30 日
学位授与の要件	学位規則第 5 条第 2 項該当
学位論文題目	イギリス帝国主義と南アフリカ
論文審査委員	(主査) 教授 豊田 堯
	(副査) 教授 岡部 健彦 教授 梅溪 昇

論文内容の要旨

本論文は、西洋近現代史上帝国主義戦争として著名な南アフリカ戦争（別名アングロ・ボーア戦争）の前後におけるイギリス帝国主義と南アフリカとの関係を取り扱う。以下において帝国主義というのは、政治史的概念に限定されず、イギリス帝国の植民地領有に随伴する抑圧と収奪と搾取をめぐる政治・経済・社会の総体を意味するものとする。

さて、イギリス人移民がケイプ植民地に初めて集団的に入植したのは1820年である。そのころのケイプ植民地は、かつて栄えたオランダ東インド会社が1652年に設定した寄港地から内陸へと不規則に広がった多人種社会へと成長していた。住民のなかでオランダ人農民の17世紀入植者の子孫約22,000名、いわゆるブーア（ボーア）人が特権的立場を占めていた。ただしブーア（Boer）とは、ドイツ語のBauerと同様、ほんらい農民を意味するにすぎないため、現在ではアフリカに生まれアフリカに死ぬ者という意味で、アフリカーナー（Afrikaner）という自称が公式にも一般化し、学界でも広く用いられている。

19世紀初頭、このブーア人のもとでの労働者としては、当時までにアジア・アフリカから輸送・供給された奴隷が約25,000名、ほかに不確定多数のコイサンが住んだ。コイサン（Khoisan）とはコイコイ（他称ホッテントット）とサン（ブッシュマン）の合成語である。ほんらい狩猟遊牧民であったかれらは、少なくともケイプの当時の領域内では、家畜も放牧地も狩猟地も、その大部分が収奪されていた。かれらはそののち（解放奴隷を含めて）「ケイプ・カラード」という南アフリカ独特の名称で呼ばれている。

さて、フランス革命後の1795年、イギリス海軍はこの地を占領し、ついで1806年に再占領し、1814

年公式に併合し、ようやく1820年にはじめて移民を送り、入植活動をはじめ。序章はそれからおよそ半世紀間の問題点を指摘し、概観する。まず移民入植の動機、つぎに入植者独特の人種差別意識、さらにイギリスのキリスト教伝道団の役割などである。とくに伝道団が漸次的領土拡大に果たした役割は従来のように軽視することはできない。しかし最大の顕著な問題は、1868年内陸でのダイヤモンド鉱発見に伴うもので、従来から白人社会に見られたアフリカ黒人（バントゥ語系アフリカ黒人）の出かせぎ労働者への需要がいきよに高まり、以後、黒人出かせぎ労働者への需要は、できるだけ安上がりで、できるだけ多数を、というかたちで、急増をつづけるばかりであり、それが白人入植者すべての最優先の関心事となる。

そして1886年にはさらに内陸奥ふかくトランスファールのブーア人共和国内に金主鉱脈が発見され、この傾向に拍車がかげられる。それに関連する経済と政治の分析を第一章と第二章で追究する。第一章「ジェイムソン侵入事件とラント金山二大会社」—この1895年末の侵入事件は、トランスファール共和国の内部にある金山の中心ヨハネスブルフなどに住むイギリス系など国籍を異にする在留外人（いわゆるエイトランダー-Uitlander, i. e. outlander）が、共和国大統領政府の転覆をはかって、武装蜂起をし、ついでセシル・ローズのローデシア植民地開発会社（いわゆる「勅許状会社」）の武装警官隊がローズの分身ジェイムソンに率いられて支援侵入を敢行する、という計画の失敗に終わった陰謀事件である。第一章は、ロンドンの国際的金融業者を含む金山の二大深層鉱脈会社の所有者と経営者であることを確証し、ついで二大会社の共和国政府に向けられた苦情、とくに黒人出かせぎ労働者不足による労働コスト節減の困難、ドイツ系ダイナマイト製造販売利権会社の超過利潤による金山経営上の負担、オランダ系鉄道利権会社の高運賃による負担を解明し、深層鉱脈金山二大会社による蜂起・侵入の共謀の経済的動機を析出する。この章には、最近の研究成果のほか『帝国主義論』の著者ホブソンの稀観書『南アフリカにおける戦争—その原因と結果』（1900年刊）が役立てられた。

第二章「帝国植民省とジェイムソン侵入事件—現地陰謀への植民省の関与・介入と隠蔽工作—帝国主義の政治の分析」—当時のイギリス帝国政府植民相は有名なチェンバレンで、事件失敗直後から「ジョー〔ジョーゼフ・チェンバレン〕は首まで事件につかっていた」という噂がささやかれたが、セシル・ローズを弾劾した帝国議会下院査問委員会は、結論的報告において「植民相チェンバレンも、植民省官僚のなんびとも、謀議進展中の陰謀を気づかせるたぐいの報告は、いかなるものをも受理していない」と断定し（1897年7月）、さらに1934年刊行のガーヴィンの『チェンバレン伝』第三巻も「チェンバレンが侵入事件に掛かりあいになった痕跡はひとかけらもない」としてした。本章は戦後公表された資料により、イギリス議会公表文書、いわゆる『青書』の關係箇所を批判・検討し、次の結論をえた。すなわち、現地の謀議を知った植民相チェンバレンは、現地の陰謀を帝国政府のトロイの木馬として利用するために、念入りに遮蔽された背後から、越境侵入の跳躍台を提供したばかりではなく、さらにふかく謀議に介入し、蜂起延期に反対して早急な決行を促す指示さえも与えた。植民省が引き金までも性急に引いたことに間違いない、と。

ところでチェンバレンは、事件直後「この事件が事態を危機の頂点に盛りあげて、係争中の諸問題をいきよに解決に持ちこむことも可能だと思ふ」と述べたが、現地に危機を盛りあげて、共和国政府

を戦争にまで追い詰めてゆく役柄をになったのは、高等弁務官ミルナーである。第三章「南アフリカ戦争勃発への経過——ロンドン金融界における経済的危機と南アフリカ現地にたいする挑発的危機の累積」は、まず現地二大深層鉱脈金山会社の経営危機の持続、資本主義列強の金本位制採用に由来する世界的な金の不足、それからロンドン金融界における準備金の急速な減少を、背景もしくは素因として指摘したのち、ミルナーによって現地に政治的危機が激化され、外交交渉が妥結不能の最終的危機にまで持ちこまれ、共和国政府が戦争にまで追い込まれてゆく、その複雑な過程を追跡した。最近公刊の『スマッツ資料集』（1966年刊）は、共和国の内情をかなり明らかにした。

第四章は「和解の代償」という題で、戦争から自治連邦憲法制定（1910年）までを取り扱う。ミルナー総督は戦争終結（1902年）後、イギリス系住民多数派による自治政府の樹立を目標にして、鉱山会議所と癒着した政治を遂行する。しかし1907年成立したトランスフェール自治政府は、ブーア人民兵遊撃隊の将軍ボータを首班とした（スマッツは副首相格）。ミルナーのイギリス系多数派構想は崩壊する。トランスフェール自治政府はイギリスの自由党政府と和解し、鉱山会議所とも和解する。和解の完成は連邦憲法の制定である。ところで、連邦憲法は非白人を選挙権者から除外した。これが和解のための「代償」もしくは「犠牲」である。「連邦をあがなうために文明に浴する有色の人民の公民的権利を犠牲にする代償を支払う」、あるいは支払わせる、これが標題の「和解の代償」である。この点本章では、『スマッツ資料集』により、かなり多方面の資料を検討することができた。

その前後の若干の問題について補論3篇がある。補論一「帝国主義と人種差別——イギリス領南アフリカにおける在留インド人問題の背景について」は、ナタル砂糖農場へのインド人年季契約労働者（indentured labourer）の輸入、契約満期後のインド人在留者への人種差別、(マハトマ・)ガンデイーの大衆的人種差別闘争の背景を素描した。

補論二「南アフリカ人種隔離政策の二重起源」—南アフリカ第2次世界大戦後の人種隔離政策の年代的起点は1920年代に認められるが、二重起源とは、第一に黒人労働者創出というイギリス帝国主義の遺産、第二にアフリカーナー（ブーア人）のナショナリズム、とくに労働市場における黒人の競争の排除、にあると論じた。

補論三は「南アフリカにおける帝国主義の遺産——とくに帝国主義的搾取について」は、前稿を最近の研究により補足したものである。

論文の審査結果の要旨

本論文は、典型的な帝国主義戦争として著名な南アフリカ戦争（別名アングロ・ブーア戦争）を中心に、その前後におけるイギリス帝国と南アフリカとの関係分析を通して、イギリス帝国主義の実体を究明しようとしたものである。

序章においては、ケイプ植民地の形成と1820年頃の社会構成が示されている。元来この植民地は、1652年オランダの東インド会社が設定し、1657年からオランダ農民を入植させた時にはじまるが、17

95年イギリス海軍は一時この地を占領した。のちバタヴィア共和国植民地当局の治世（1803—06）を経て、1806年イギリスが再占領し、1814年にイギリス領直轄植民地として公式に併合された。1820年になって初めてイギリスは集団移民を送りこんだ。この植民地でオランダ農民の移住者（ブーア人と呼ぶ）は、17世紀末 2,000人であったが、18世紀末には20,000人となり、更に1820年当時22,000人に達し、自由市民として特権的地位を占めていた。彼等の下にアジア・アフリカの各地から供給された奴隷が25,000人おり、その他不確定多数のコイサンが散在していた。コイサンとはコイコイ（ホッテントット）とサン（ブッシュマン）の合成語である。彼等は元来狩猟遊牧民であったが、19世紀初頭のケイプ植民地領域内では、狩猟地も、放牧地も、家畜も、その大部分が収奪されたために白人たるブーア人の召使いとなるものが多かった。彼等は1834年に解放された奴隷達とともに「ケイプ・カラード」と呼ばれていた。こうした多人種社会にイギリス移民が入植し、それから約半世紀間にどのような問題が生じ、南アフリカ戦争の前提条件がどうして形成されたかが詳述されている。すなわち第1に、イギリス移民入植活動の動機については、「棄民」的動機がはなはだ濃厚であったことが強調されている。しかし後から到来したイギリス移民は決して入植地社会の底辺を形成しなかった。底辺はコイサンよりも内陸に住んだバントウ語系アフリカ黒人と、1860年以後半世紀にわたって輸入されたインド人の期限つき契約労働者によって占められていた。第2にイギリス人入植者の人種的偏見が、カラードやアフリカ黒人に向けられたばかりでなく、白人たるブーア人（アフリカーナー）に対しても、近親憎悪の立場から差別感の一層強かったことが論述されている。第3にこの地にはいったイギリス人の伝道団は、黒人に対する表面的人道主義的言辞によるカモフラージュにもかかわらず、イギリスの帝国主義的拡大を推進するものであったことが述べられている。第4に1868年におけるダイヤモンドの発見と鉄道建設工事の進捗のために、1870年以降黒人出かせぎ労働者に対する需要が一挙に高まった。そしてできるだけ安価な黒人労働力の獲得は、植民地行政官、イギリス人入植者、ブーア人の農場主、ダイヤモンド鉱山所有者等白人入植者に共通する最大の関心事となったことが強調されている。

第一章「ジェイムソン侵入事件とラント金山二大会社 — 帝国主義の経済的分析—」において、ブーア人建国のトランスファール共和国で、1886年金鉱脈の発見以来、金山中心都市ヨハネスブルフは膨張をつづけ、ここに移住した「在留外人」は約57,000人に達したが、そのうちイギリス国籍を有する者は半数を越えた。この住民が共和国クリューヘル大統領政府の転覆をはかってまず武装蜂起し、つぎにセシル・ローズのローデシア植民地会社（勅許状会社）の有する武装警官隊が、ローズの分身ともいうべきジェイムソンに率いられて支援侵入を敢行するという計画は、実際には順序が逆になって数日間で簡単に失敗に終わった。ところでこの事件と金山会社との関係について、従来の研究は、まったく矛盾にみち、定説がなかったといってよい。本論文の筆者が、原史料にもとづきながらも、ホブソンの稀観書「南アフリカにおける戦争—その原因と結果」（1900年刊）以来の歴大な研究、特に最近の研究書や論文をふまえた上で、謀議の主謀者は、露出鉱脈金山の所有者ではなく、莫大な資本を投下しながら経営難におちいていた深層鉱脈二大金山会社—ロンドンの国際的金融業者が所有する「ラント鉱山会社」とセシル・ローズ創設の「合同金山会社」—の所有者達であったことを確証し

た。というのも第1にこれらの会社は、共和国政府の政策に根ざす黒人出かせぎ労働者の不足により、労働コスト節減の困難さに当面していたこと、第2にドイツ系ダイナマイト製造販売利権会社と共和国政府とに吸収された超過利潤が、金山経営の上に重くのしかかっていたこと、第3にオランダ・ドイツ系資本による鉄道利権会社の高運賃にもとづく輸送費の増大等があげられ、これらの二大会社の所有者達にとり、早急にクリューヘル大統領政府の転覆と、彼等に好意的な政府の樹立が、真に切実な要求となっていたのである。こうした経済的動機を極めて正確に分析し、この方面の研究に一大進境をもたらした功績は、まことに賞讃に価するものといえよう。

第二章「帝国植民省とジェイムソン侵入事件—現地謀議への植民省の関与・介入と隠蔽工作—帝国主義の政治の分析」では、ジェイムソン侵入事件直前に帝国政府植民相に就任したジョゼフ・チェンバレンが、この事件に関与したか否かについて、とかくの疑惑がもたれ、ために帝国議会の査問委員会で証言を求められたが、結局は無関係であると判定された。また権威ある「チェンバレン伝」(1934年刊)の著者ガーヴィンによっても、チェンバレンが侵入事件にかかわりあいになったことはないとは断定され、これが大体定説となっていた次第が述べられている。しかし本論文の筆者は、第二次世界大戦後公開されたケイプタウンの高等弁務官づき帝国書記官パウアー(帝国海軍中佐)の手記や、チェンバレン家所蔵文書、更にイギリス議会公表文書「青書」等を駆使して、植民相に就任した直後に、現地での謀議を知ったチェンバレンが、この謀議を、軍事的干渉と究極的併合の足がかりとして利用するために、念入りに遮蔽された背後から、武装警官隊の越境侵入の発進基地を提供したばかりか、更にふかく謀議に介入し、現地武装蜂起指導部の動揺を無視して早急な決行を促す指示さえ与えたことを明証した。この精密な考証研究こそ、国際的水準をはるかに抜いた優れた業績として特筆すべきであろう。

第三章「南アフリカ戦争勃発への経過—ロンドン金融界における経済的危機と南アフリカ現地にたいする挑発的危機の累積」においては、トランスフェールのブーア人独立共和国を、戦争にまで追いつめてゆく危機累積策を推進したのは、直接的には植民相チェンバレンと総督兼高等弁務官ミルナーであったが、その背景として、現地二大深層鉞脈金山会社経営危機の持続、資本主義列強の金本位制採用に由来する世界的金需要の増加、ロンドン金融界の不安定、イングランド銀行の準備金の急速な減少等の存在したことが論述されている。この分野の研究はイギリスの学界においても立ちおくれているだけに、本論文の精緻な分析は一層貴重である。すなわち1892~93年にラント(トランスフェールの中央部に位置する)の露出金脈の産金によって、一旦落ちこんだ世界の産金高はようやく回復するにいたった。そして1898年までに南アフリカのラントの産金は世界産金総額の4分の1を上回るようになった。にもかかわらずラントの深層鉞脈金山は、依然として経営難を克服しきれなかった。ところで早くも侵入事件失敗2ヶ月後の1896年3月に、イギリス植民省では、政務次官の覚書のかたちにおいて、ブーア人のトランスフェールを中核として、イギリス領ケイプ植民地とイギリス領ナタル等南アフリカ全域をつつむ、独立の南部アフリカ連邦合衆国の樹立と、この連邦合衆国がカナダ自治領をモデルに英国旗のもとで連合体にまで統合する基本政策の決定をみていたことが明示されている。しかもこれを現地で推進したのが、1897年3月ケイプタウンに赴任したミルナーであった。彼は1898

年のファショダ事件解決後一時ロンドンに帰国して、チェンバレンと打合わせした後帰任したが、ミルナーが実施した危機累積策は、ヨハネスブルグ在住のイギリス系在留外人に働きかけて、共和国に対する参政権要求をもち上げさせ、この民衆運動と呼応してミルナーが外交交渉によりトランスフェールに圧力を加え、次第に帝国の要求をすりかえて内政干渉、更にはその立法権にも介入し、共和国独立の基盤すら奪おうとした。この交渉の経過が、冷徹な日本の歴史家により、最適の史料を要所要所にちりばめて描かれているが、共和国が次第に追いつめられ遂には宣戦に踏みきらざるをえなくなる様子が、まことにヴィヴィッドに再現されているのであって、読者の胸をうつものがある。本論文の圧巻をなすものといえよう。結局ミルナーは共和国クリューヘル大統領からの外交交渉を挫折させ、共和国を戦争にまでかりたてた。戦争は共和国側からの最後通牒の期間切れによってはじまり、帝国政府首班ソールズベリ卿は、帝国議会上院の演説で、「なにゆえに戦争するのかを、イングランド民衆に説明する必要から解放された」と述べた次第が論述されている。

第四章「和解の代償—戦争から自治連邦憲法制定まで」において、南アフリカ戦争は1899年10月から1902年5月までつづき、ブーア人は、民兵の戦死者約40,000人、捕虜となった者31,000人、強制収容所に集められた婦女子の死者25,000人を数えるにいたった。その上孤立して食糧や弾薬の欠乏に苦しんだ結果、民兵指導部は1902年5月条件付きの降伏条約に調印した経過が述べられている。なおこの条約中の第8条は、人権差別を建国の国是としたブーア人に対し、この条約を受け容れ易くするために、ミルナーがチェンバレンを説得して、この条文を非白人に不利なものに変更した次第が鋭く指摘されている。和解の代償とは、非白人の政治的権利の犠牲の上に、イギリス人とブーア人の和解が成立したという意味であった。ただし和解は1910年帝国内南アフリカ連邦自治政府の成立をもって完成することになる。トランスフェールとオレンジ川植民地の総督となったミルナーは、総督府の独裁制により、イギリス系政治的多数派の樹立を目ざし、戦争中荒廃した金山の復興に努めた。しかし彼の政策は深層鉱脈金山会社の関係者と癒着し過ぎたがために、露出鉱脈金山会社の所有者や新しいダイヤモンド鉱山の所有者は、総督府から圧迫を受ける結果となり、ミルナーの意図に反して、政治的に離反することになった。ミルナー辞職後の1906年12月イギリス帝国自由党内閣は、トランスフェール直轄植民地に、自治政府の設立を許可した。総選挙が非白人を排除した白人成年男子普通選挙制により実施せられたが、その結果（1907年3月）ポータ将軍が首班となり、ブーア人4名とイギリス人2名の計6名でもって政府が組織された。それ以後、前総督ミルナーの養成したオックスフォード大学出身の若い植民地行政官達によって立案された覚書をもとに、彼等の協力をえて、南アフリカ連邦憲法草案が、トランスフェール、オレンジ川植民地、ケイプ植民地、ナタルの代表者会議でまとめられた（1909年2月）。そしてほぼそのままの内容をもつ法案が、本国ウェストミンスター帝国議会上程され、無修正で可決された（1909年8月）ことが述べられている。

三つの補論は、南アフリカ戦争に集約されたイギリスの帝国主義が、マハトマ・ガンディーの民族主義や、南アフリカのその後の歴史的展開に果たした役割を論じたものである。補論一「帝国主義と人種差別」では、ガンディーの民族運動の背景として、ナタル砂糖農場へのインド人期限つき契約労働者の輸入と契約満期後の在留インド人が受けた人種差別のあることが論述されている。補論二「南ア

フリカ人種隔離政策の二重起源」においては、現在の南アフリカのアパルトヘイト一人種的な差別と隔離の政策の総称であり、黒人労働者を供給過剰で低賃金の不熟練労働者の水準に恒久的に釘づけにしておくことに政策の核心があった一は、第一次世界大戦後農村から都市に流入した貧しいブーア人に職を与えるために、1924年頃から着手された政策であった。従って従来の学説では、この政策を押し進めたものは、もっぱらブーア人であるとの見解がとられてきたことが述べられた後、アパルトヘイトのもう一つの起源が、イギリス帝国主義の遺産の中にあることが主張され論証されている。補論三「南アフリカにおけるイギリス帝国主義の遺産—とくに帝国主義的搾取について」では、金山における賃下げ策として(1)黒人労働者契約権の一方的制限、(2)パスの携帯法規、(3)構内隔離宿舍等の実例が列挙された後、出かせぎ労働者の国外からの輸入は、経済的効果のきわめて大きい賃下げ策であったことが強調されている。かくしてイギリスの帝国主義的搾取は、現代の南アフリカにまで深い影をおとしていることが明証されている。

南アフリカ戦争は、今を去る70有余年前の出来事であった。従って南アフリカのみならずイギリス本国においても、その影響は、政治的社会的に強く感じられる。その上この戦争は、イギリスの対外膨張史の中でも、もっとも触れられたくない部分でもあるので、イギリス史上でも遮蔽があり、更に弁護すら行われてきた。第二次大戦以後新たに史料の公刊や公開がなされたこともあって、ようやく客観的な研究が行われつつあるのであるが、以上のごときクライメートの中にあっては、イギリス人の研究自体に、おのずから限界のあることは想像に難くない。ところが本論文の筆者は、1900年刊のホブソン以来の研究、特に第二次大戦以後続々刊行されつつある新しい研究書や専門雑誌その他伝記類をはじめ、新しく公表された史料をことごとく渉獵したばかりでなく、これらに対しいちいち批判検討を加え、日本人として純客観的立場に立って、南アフリカ戦争を中心に、イギリス帝国主義の本質を、広く政治的社会的視野のもとに析出した功績は、実に大きく、心から讃辞を呈するに吝かではない。この種の研究はわが国において皆無であるが、その未知の荒野に開拓の鋤を入れ、後進のために輝かしい光明をともしたことは、わが国西洋史学界にとって一大収穫であるとともに、本論文が他日英訳されるならば、この明晰で透徹した研究は、欧米の学界からも、国際歴史学界に大きく寄与するものとして、高い評価を受けることであろう。しかし敢えて難点をあげるならば、次のことが指摘される。本論文がイギリス帝国主義の分析である以上、イギリスの史料や研究書が中心となったことは誤りではない。しかしながら南アフリカ戦争中、この方面の植民地に多少の利害をもつドイツ、オランダ、フランス等は、イギリス外交に阻まれて、積極的妨害に出なかったものの、イギリスは列強の非難をあげて孤立の悲哀をあげ、やがて「光栄ある孤立」をすてて日英同盟に踏みきったのは周知の事柄である。以上のごとき帝国主義的列強ですら、イギリスの強引なやり方に対して非難の声をあげたその外交文書等もろもろの史料、つまり裏側の史料を通して自己の所説を傍証補強されたならば、本論文に一層の安定性をもたらすとともに、更にスケールの大きな論文となったことと思われる。しかしそれは余りにも完璧を望み過ぎることになるであろう。

以上のごとき所見に基づき本委員会は本論文が文学博士の学位請求論文として十分価値あるものと認定する次第である。